資料　③

黒部市 CITY OF KUROBE

Press　Release

黒部市 発表
令和４年 11 月 25 日（金）

報道関係者　　各位

【照会先】
黒部市総務課
総務課長　　島田　恭宏
総務課主幹　　前林　丈雄
電話　０７６５（５４）２１１２
黒部市民病院
総務課長　　池田　秀之
総務課係長　　廣木　繁富
電話　０７６５（５４）２２１１

条例等の一部改正（12 月定例会　提出案件）

【黒部市職員の定年等に関する条例等の一部改正】

１．目的

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第63号）の施行により地方公務員の定年引上げが実施されることに伴い、これに関連する条例について所要の改正を行うもの。

２．内容（抜粋）

区分	条例名	内容
第１条	黒部市職員の定年等に関する条例	１　職員の定年引上げ（年齢 60 年→年齢 65 年） ※医師等定年　年齢 65 年 ２　管理監督職勤務上限年齢制（年齢 60 年） ３　定年前再任用短時間勤務制 ４　暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員 ５　その他経過措置
第８条	黒部市職員の給与に関する条例	１　給料月額：７割水準（従来定年後初日～） ２　１の適用除外（市民病院医師(医療業務)） ３　『管理監督職勤務上限年齢調整額』の創設 〈役職定年により降格した者について〉 降格前給料月額の７割＞降格後給料月額の７割 ⇒その差額を給料として支給 ４　暫定再任用職員の給料月額について、定年前再任用短時間勤務職員と同じ給料表の欄の金額を適用 ５　その他経過措置
第９条	黒部市職員の再任用に関する条例	再任用制度の廃止に伴う条例廃止

※その他、法律の改正に伴う規定整備等あり

３．施行期日

令和５年４月１日

【黒部市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正】

１．目的

(1) 特別職の国家公務員の給与を改定する「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」が閣議決定（10 月 7 日）されたことを受け、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給に関し、関連する条例等について所要の改正を行うもの。

(2) 社会経済情勢に鑑み、議員等の報酬月額を引き上げるため、これに関連する条例について所要の改正を行うもの。

２．内容

(1) 特別職の国家公務員の期末手当支給月数の引き上げに準拠し、支給月数を 0.05 月分引き上げる。

（年間期末手当支給月数　現行 3.25 月分 → 改正後 3.30 月分）

①令和４年度分は 12 月期分を 0.05 月分引き上げる。

②令和５年度以降分は６月期分と 12 月期分にそれぞれ 0.025 月分ずつ配分し引き上げる。

議員の支給月数（改定後）	６月期	12 月期
①令和４年度　　期末手当	1.625 月（支給済）	1.675 月（現行 1.625 月）
②令和５年度以降　期末手当	1.650 月	1.650 月

※市長、副市長及び教育長の支給月数も上記表と同様

(2) 黒部市特別職報酬等審議会（８月25日開催）の答申に基づき、議長、副議長及び議員の報酬月額を次のとおり引き上げる。

区分	現　行 (H26.12.1～)	改正後 (R5.1.1～)
議　長	454,000 円	466,000 円(2.64%増)
副議長	400,000 円	411,000 円(2.75%増)
議　員	370,000 月	380,000 円(2.70%増)

３．施行期日

(1)①公布の日から施行し、令和４年12月１日から適用する。

②令和５年４月１日

(2)　令和５年１月１日

【黒部市職員の給与に関する条例の一部改正】

１．目的

令和４年度人事院勧告及び富山県人事委員会勧告に準拠し、一般職の職員の給与改定等を行うため、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

２．内容

(1) 人事院勧告による国家公務員俸給表の改定に準拠し、各給料表を改定する(平均改定率 0.3%)。

①行政職の大卒初任給を 3,000 円、高卒初任給を 4,000 円引き上げる。

②30 歳台半ばまでの職員が在職する号級までを引き上げる。

③その他の給料表は行政職給料表との均衡を基本に改定する。

(2) 人事院勧告及び県人事委員会勧告による勤勉手当支給月数の引き上げに準拠し、勤勉手当支給月数を 0.10 月分引き上げる。(年間期末勤勉手当支給月数　現行 4.30 月分 → 改正後 4.40 月分)

①令和４年度分は 12 月期分を 0.10 月分引き上げる。

②令和５年度以降分は６月期分と 12 月期分をそれぞれ 0.05 月分ずつ配分し引き上げる。

職員の支給月数（改定後）		６月期	12 月期
令和４年度	期末手当	1.200 月（支給済）	1.200 月（改定なし）
	勤勉手当	0.950 月（支給済）	1.050 月（現行 0.950 月）
令和５年度以降	期末手当	1.200 月	1.200 月
	勤勉手当	1.000 月	1.000 月

３．施行期日

(1)　公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

(2)①公布の日から施行し、令和４年 12 月１日から適用する。

②令和５年４月１日

【黒部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正】

１．目的

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和３年11月19日閣議決定）で示された看護職員等の収入の引き上げに係る措置を踏まえ、看護職員の更なる処遇改善を図るため、これに関連する本条例について所要の改正を行うもの。

２．内容

看護職員処遇改善手当の額について、月額4,000円から月額12,000円に増額する。

３．施行期日

公布の日から施行し、令和４年10月１日から適用する。